

令和5年度（2023年度）
熊本市川尻地区の歴史を活かした
町並みづくり助成事業

助成対象募集のご案内

令和5年（2023年）4月

熊本市 都市デザイン課

この事業は、川尻地区にある建物などの所有者や居住者の方が、町並み協定の基準に沿った町屋などの「伝統的な建造物の保存・修景のために行う工事」や、一般建造物の「川尻地区の歴史が醸し出す伝統的な雰囲気を感じられる町並みとの調和を図るための工事」に対して、予算の範囲内において、外観工事費の一部を助成するものです。

1 募集内容

(1) 募集の対象となる工事等

～以下の全ての要件に該当するものを募集対象とします。～

- 川尻地区の認定町並み協定地区内にある建物で、協定締結者の方が行う工事等。
- これから行う工事等。
- 他の公的助成を受ける当該工事部分は、募集対象となりません。
- 町並み協定の保存・修景基準に適合する工事等。
- 助成要綱の保存・修景基準に適合する工事等。
- 工事後にその建物が全ての保存・修景基準に適合すること。
- 令和6年（2024年）3月中旬までに工事完了する物件が対象になります。

(2) 助成内容

ア 助成の対象となる建物の部位

通りなどの公共空間から見える建造物の外観の部分が助成対象となります。（外壁、建具、屋根など）

（※建築物の内部の改修等は助成対象になりません。）

イ 助成金額等

- ・助成率：工事費の1／2以内
- ・助成金の上限額： 一般建造物・・・150万円／一敷地当り
伝統的様式建造物・・・300万円／一敷地当り

ウ 助成金の交付時期

助成金は、工事完了検査後に、請求書に基づき交付します。
助成金交付後に工事代金等の支払いの領収書の提出が必要になります。

(3) 募集期間

募集開始日：令和5年（2023年）5月8日（月） 午前9時から

募集終了日：令和5年（2023年）12月22日（金） 午後5時まで

2 応募方法

(1) 応募の条件

- ① 建造物の所有者又は借家人であること。
（所有者以外の方が応募される場合は、所有者の同意が必要です。）
- ② 令和6年（2024年）3月中旬までに工事が完了するものであること。
- ③ 助成対象となった場合は、以下の項目に同意いただけること。
 - ・川尻地区の歴史を活かした町並みづくりの取組への協力
 - ・助成を受けた建造物の所有者又は居住者の氏名、屋号、所在地、工事の概要、写真等の公表
- ④ 助成対象工事完了の日から5年間、助成を受けた建造物の適切な維持管理に努めていただけること。
- ⑤ 応募者の熊本市市税（延滞金含む）の滞納がないこと。

(2) 提出書類

- ① 位置図（建物の場所がわかるもの）縮尺1/1500～1/2500程度
- ② 写真（建物の外観及び周辺の状況がわかるもの）
- ③ 現況図及び改修計画図（配置図、平面図、立面図、屋根伏図、仕上表など、工事の内容及び範囲が明確にわかるもの）
- ④ 見積書（工事全体の見積書、助成対象工事部分の見積書）（参考様式1を参考にして、作成してください。）
- ⑤ 所有者の同意書（所有者以外の方が応募する場合）（参考様式2）
- ⑥ 建築年代が分かる書類（町屋等の場合、登記簿謄本又は資産証明書等）

(3) 提出方法

提出書類一式を、都市デザイン課窓口へ直接持参していただくか郵送して下さい。

(書類に不備又は不足があった場合は、電話等で連絡します。)

(4) 提出期間

令和5年(2023年)5月8日(月) 午前9時から

令和5年(2023年)12月22日(金) 午後5時まで

3 選定方法等

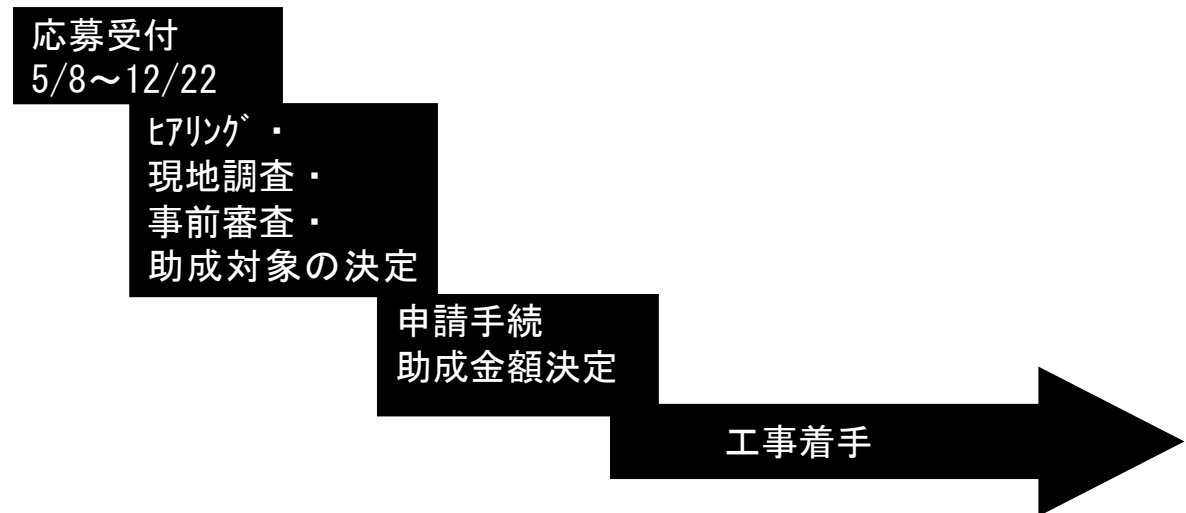
(1) 助成の対象となる工事の選定方法

予算の範囲内で、改修内容など助成の効果を総合的に評価したうえ、決定します。

(2) 選定結果の通知

選考審査後随時、結果を電話及び文書にて連絡します。

4 スケジュール



- ・ ヒアリングは、応募のあったものから順次行います。
- ・ 審査に当たっては、必要に応じて現地調査を行います。

5 問合せ先

熊本市役所 都市建設局 都市政策部
都市デザイン課 景観班 鎌田・村上

○住所

〒860-8601（市役所専用郵便番号）
熊本市中央区手取本町1番1号

○電話番号

TEL 096-328-2508
FAX 096-351-2182

○電子メールアドレス

toshidesign@city.kumamoto.lg.jp